

医療機関版

NEWS LETTER

2021年10月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-5-14井上ビル12号館301
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Topic

補助金受給後は、各種報告をお忘れなく

新型コロナ感染拡大に伴い、昨年来、医療機関等を対象とした種々の緊急的・臨時的な補助金事業が実施されています。これらの中には、事後に一定の報告を要するものもあります。代表的な補助金を例に手続きの流れを整理します。



概算で請求したら、実績報告も

例えば、医療機関や薬局における感染拡大防止等を支援するために、国が実施している補助金で、令和3年4月1日から9月30日までに係る経費が対象となる、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」（以下、令和3年度）。この補助金は、申請日以降に発生が見込まれる費用について概算で申請した場合、**事業（支出）終了日から1か月以内に厚生労働省へ実績報告書を提出しなければなりません**（最終期限は令和4年4月10日）。また、対象外の経費が含まれていた等の理由で、**概算の交付額が確定の金額を上回った場合には、その上回る金額の返還が求められます**。

なお、経費の収支の分かる書類・帳簿等については、5年間の保存が定められています。

確定申告後に、消費税の報告も

この他、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の報告も必要です。これは令和2年度に実施されたいくつかの補助金において求められた消費税の報告と同様です。令和2年度

分では各都道府県から報告様式が届き、戸惑われた方も多いかと思いますが、**令和3年度は、令和5年6月30日までに厚生労働省へ消費税の報告を行います**。

この報告は、原則、全ての事業者にあります。例えば**仕入控除税額が0円の場合でも、消費税の計算方法が簡易課税による場合や、消費税の申告義務がない事業者であっても、報告書を提出しなければなりません**。

なお、この報告により**仕入控除税額がある場合は、その分を返還します**。この場合の返還額（仕入控除税額）は、補助金確定額のうち、消費税の計算上、仕入控除税額として課税売上に係る消費税から控除した部分を指します。

例.

課税売上割合95%以上、かつ、課税売上高5億円以下の事業者の場合…返還額＝補助金額×10/100

様式を含めた詳細は、以下のサイトよりご確認ください。

参考：厚生労働省「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17941.html

医療法人 1 法人あたりの交際費等支出額

ここでは、今年6月に発表された国税庁の「会社標本調査※」の最新版などから、直近3年度分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移をご紹介します。

利益計上法人の平均は増加傾向

上記調査結果などから、直近3年度分の医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額を、資本金階級別にまとめると、右表のとおりです。

利益計上法人の資本金階級計は210万円台で推移しており、3年間の平均は215.5万円となりました。

最新版の2019年度分の結果では、資本金階級計が218.6万円で、2018年度分に続き増加しました。1億円以下計は215.8万円で、こちらも2年連続の増加です。一方、1億円超計は444.8万円で、2018年度分から減少しました。

医療法人1法人あたり年間の交際費等支出額の推移(千円)

利益計上法人				
資本金階級	2017年度分	2018年度分	2019年度分	平均
100万円以下	2,006	2,085	2,093	2,061
100万円超	1,654	1,617	1,781	1,684
200万円超	1,826	1,965	2,015	1,935
500万円超	1,873	1,932	1,961	1,922
1,000万円超	2,114	2,139	2,203	2,152
2,000万円超	2,599	2,663	2,651	2,638
5,000万円超	3,925	3,948	3,786	3,886
1億円以下計	2,079	2,141	2,158	2,126
1億円超	3,929	4,497	4,406	4,277
10億円超	6,667	6,000	9,000	7,222
1億円超計	3,949	4,510	4,448	4,302
(再掲)1億円未満	2,074	2,137	2,155	2,122
(再掲)1億円以上	4,100	4,616	4,494	4,403
計	2,107	2,173	2,186	2,155

欠損法人の平均は減少傾向

欠損法人の資本金階級計は、160万円程度で推移していましたが、2019年度分は157.7万円と160万円を割り込みました。3年間の平均は160.7万円で、利益計上法人より50万円ほど少なくなっています。

2019年度分の結果では、1億円以下計が156.9万円で2年連続の減少となりました。この金額は、資本金階級計と同様な額になっています。1億円超計は300万円を割り込み286.4万円で、こちらも2年連続の減少となりました。

自院の交際費等支出額は、他医院と比べてどうなのか、このデータと比較してみたいかがでしょうか。

欠損法人				
資本金階級	2017年度分	2018年度分	2019年度分	平均
100万円以下	1,887	1,832	1,856	1,858
100万円超	1,332	1,327	1,231	1,297
200万円超	1,612	1,479	1,325	1,472
500万円超	1,451	1,436	1,431	1,440
1,000万円超	1,456	1,497	1,476	1,476
2,000万円超	1,805	1,802	1,719	1,775
5,000万円超	2,365	2,401	2,288	2,351
1億円以下計	1,620	1,603	1,569	1,597
1億円超	3,366	3,306	2,818	3,163
10億円超	9,000	9,667	5,667	8,111
1億円超計	3,480	3,433	2,864	3,259
(再掲)1億円未満	1,619	1,601	1,568	1,596
(再掲)1億円以上	3,374	3,348	2,843	3,189
計	1,632	1,613	1,577	1,607

国税庁「会社標本調査」より作成

※国税庁「会社標本調査」

内国普通法人（休業、清算中の法人や一般社団・財団法人及び特殊な法人を除く）を対象に、4月1日から翌年3月31日までの間に終了した調査対象法人の各事業年度について、翌年7月31日現在でとりまとめたものです。ここでの交際費等支出額は、資本金階級別に集計された合計金額を法人数で除して求めた数字になります。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon/toukei.htm#kekka>

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『年収 130 万円以上となる場合の健康保険の扶養認定』



配偶者の社会保険の扶養の範囲内の収入で働くパート職員がいます。時給を引き上げたので、このまま働くと年間収入が130万円以上となりそうです。健康保険の被扶養者の条件として、年間収入が130万円未満という基準がありますが、どのように対応したら良いのでしょうか？



パート職員の年間収入が130万円以上になった場合、配偶者の健康保険の扶養から外れることとなります。この場合、週の所定労働時間および月の所定労働日数によって、パート職員は、状況に応じ事業所の健康保険・厚生年金保険または国民健康保険・国民年金に加入することとなります。

詳細解説：

1. 健康保険の扶養の収入基準

健康保険の被扶養者となる収入の基準は、原則、年間収入が130万円未満で、かつ、扶養者の年間収入の半分未満であることとなっています^{※1}。



ここでの収入とは、扶養の認定日以降の年間の見込み収入をいい、被扶養者の収入には、雇用保険の基本手当や健康保険の出産手当金等（以下、基本手当等）も含まれます。

具体的には、給与収入^{※2}は月108,333円以下、基本手当等は日額3,611円以下であれば、年間収入が130万円未満と判断されます。年間収入が130万円以上となる場合、対象のパート職員は扶養から外れることとなります。

なお、一時的に収入が多くなることにより、年間収入が130万円以上となるときには、すぐに扶養の認定が取り消されるのではなく、給与明細書、雇用契約書等と照らし、今後の見込み収入で判断することになります。扶養の認定は扶養者の保険者が行うため、詳細な取扱いは、配偶者の勤務先を通じて保険者に確認することになります。

2. 職員自身での社会保険の加入

扶養から外れることになったパート職員は、自身で社会保険加入することとなり、週の所定労働時間かつ所定労働日数が、正職員の4分の3以上の場合は、事業所の健康保険・厚生年金保険に加入します^{※3}。これらの所定労働時間・所定労働日数に満たないときには、個別に国民健康保険・国民年金に加入します。

今回の質問のように、時給を引き上げたパート職員が、今後も扶養の範囲内の収入で働き続けることを希望するのであれば、所定労働時間を減らして年間収入が130万円未満となるような働き方の検討も必要になります。まずは、職員と今後の働き方を話し合うと良いでしょう。

（※1）被扶養者が60歳以上または障害者のときは、年間収入が180万円未満

（※2）交通費（通勤手当）を含む

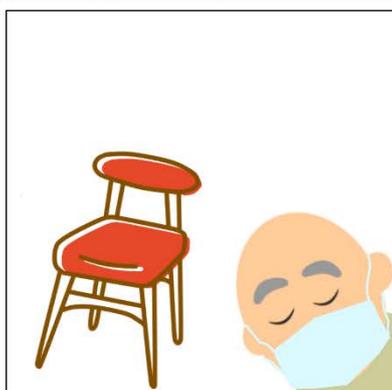
（※3）常時501人以上の特定適用事業所は、①週の所定労働時間が20時間以上あること、②雇用期間が1年以上見込まれること、③賃金の月額が88,000円以上であること、④学生でないことの4点をすべて満たす場合

事例で学ぶ 4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『一言あれば』



一言あれば



ワンポイントアドバイス

事例では、アイさんが小紋さんを気遣って、簡易椅子を用意したようです。

しかし、結果からすると、小紋さんではない別の患者様が簡易椅子を利用されたようです。

この事例をご覧になって、皆様はどのようにお感じになりましたか？

私は次の2つの点で残念な思いをしました。1つ目は、座りたかったであろう小紋さんが椅子に座れなかった点であり、2つ目は、アイさんの優しい気持ちが届けたい人に届かなかった点です。

何故、こうなってしまったのでしょうか。

アイさんは立ったままの小紋さんのために思い、椅子を出したのですが、肝心の**小紋さんに対して何も言わなかったこと**が挙げられるでしょう。

体調が悪く、機敏な動きができなかった小紋さんは、すぐ椅子に気づいて座ることができなかった、という訳です。もしここでアイさんが、小紋さんへ直接「椅子を用意しましたので、どうぞ」と声を掛けることができたなら、きっと優しい気持ちを届けることができたのではないのでしょうか。

「一言あれば……」あなたの本当の優しさを届けることができます。

患者様は待っています。「プラスαの一言」を惜しまず、素敵なコミュニケーションを目指しましょう。